とちぎユニバーサル農業推進方策（概要版）

平成２５年３月
農政部農政課

◆「ユニバーサル農業」とは、食と農の多彩な効用を促進し、誰もが農業に取り組める環境づくりや県民の元気づくりを図ることにより、より多くの県民が「農」に親しむことを通じて農業・農村の理解促進と社会的価値の向上を図ろうとするものです。

◆推進方策策定の趣旨

本県が目指す取組の具体的イメージや関係者相互の役割分担・連携手法などを明確にするとともに、県民への周知と普及啓発の手法などについて定めるものです。

推　進　方　策

（１）　効果的な普及啓発等

- ➢ 農の福祉力の発揮
  - ・農業者等・ユニバーサル農業に興味・関心のある方への普及啓発、研修等の実施を通じた人材確保、育成
  - ・福祉・教育等の関係者への実践ガイド配布等の情報提供による実践的取組の促進、事例研修会等による農業者等との相互理解促進、関係強化
  - ・セミナー、取組事例の紹介等による県民への普及啓発
- ➢ 食と農の新たな連携の構築
  - ・セミナー、取組事例の紹介等による県民への周知
  - ・農業者、企業等関係者、消費者などへの「農業」を基軸とした活動事例の情報提供を通じた関心喚起と自発的な取組に対する支援強化

（２）　推進体制の整備

- ➢ 地域における推進体制の整備
  - ・身近な範囲で課題解決が図られるような地域の実情に応じたネットワークの構築
- ➢ 県における推進体制
  - ・関係部局等との連携の下、推進にあたっての総合調整の実施
  - ・地域のネットワークに対する助言・指導
  - ・とちぎユニバーサル農業研究会の開催
- ➢ とちぎユニバーサル農業研究会の役割
  - ・ユニバーサル農業の推進にあたっての県への提言
  - ・研究会委員の関係団体への助言・協力及び現場サイドからの情報収集等

（3）とちぎユニバーサル農業におけるタイプ別の推進方策

ユニバーサル農業の取組形態は多種多様であり、関係者の範囲は多岐にわたるため、具体的取組をイメージできるよう現状を踏まえタイプを類型的に設定し、その実現に向けて必要とされる推進体制や役割分担などを示すものです。

Ⅰ　技術指導・営農支援タイプ

福祉施設等が運営するほ場などで実施している農園芸活動に対して、農業事業の収益向上や、効率的な作業の実施が図られるよう、地域の農業者等が福祉施設等へ出向き農業技術指導や機械を用いた作業等の支援を行います。

【具体的取組】
◆農業技術指導者、作業支援者の確保及び研修
◆農業者等と福祉施設等間の条件の明確化
◆福祉施設等と農業者等をマッチングするネットワークの構築
◆新たに農業を始める福祉施設等への助言・指導・相談体制の整備
◆農業振興事務所を中心とした、地域における関係機関の連携強化と役割の調整

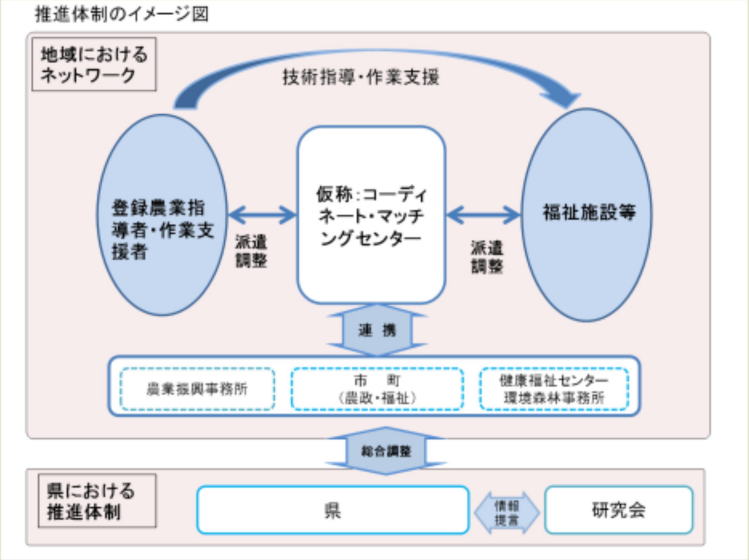

【取組例】　障害者福祉施設が農業者から米と野菜栽培の栽培管理について技術指導を受けることで、収穫・品質が向上し、収益の向上につながっています。

Ⅱ　作業受委託・協働タイプ

農業者のほ場等での農作業や、福祉施設内での出荷調整作業など、農業における作業の一部を福祉施設へ委託することで、福祉施設における新たな受注機会の拡大を図るとともに、時期的に不足する農業者の労力軽減を図ることで、相互に利益ある協力関係を築きます。

【具体的取組】
◆農業における委託可能な作業の洗い出しと需要の把握
◆農作業の作業分解を通じた受託可能作業明確化・再編化
◆受発注作業のリスト化
◆作業受委託をマッチングするための諸条件の調整
・標準な委託料の目安や契約条件
・マッチング体制の検討
・他地域との情報交換・共有による受委託可能作業の拡大・通年委託の実現化

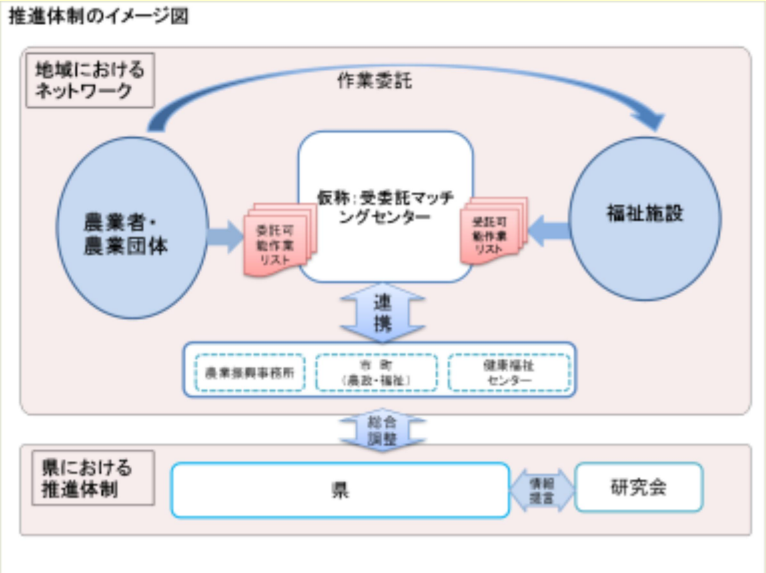

【取組例】JAいちご部会では、規格外のいちごの加工処理（ヘタ取り作業）を福祉施設へ委託し、そのいちごを原料として地元ジャムメーカーが県産いちごジャムを製造しています。

Ⅲ　一般雇用・就労タイプ

農業者等が、障害者等の特性を正しく理解した上で、農業の現場における障害者等の活躍の場づくりを行い、自らの経営において雇用します。

【具体的取組】
◆障害者等の雇用について農業者等への正しい理解の促進
◆就業環境の整備のための農業者等への助言、相談
◆雇用を考える農業者等への助言
◆障害者等及び雇用主への就労後の継続的助言・指導
◆農作業の作業分解や賃金目安の設定等
◆就労支援機関における農業関連の知識・ノウハウの蓄積及び支援体制の強化

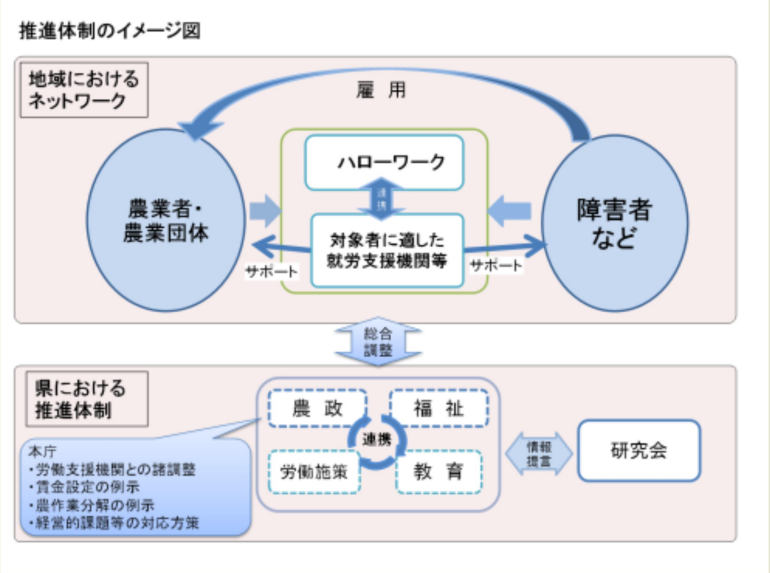

【取組例】　野菜の水耕栽培を行う農業者が、障害者を雇用することをきっかけに、農場での働きやすさや作業工程の見直しを行い、作業効率が向上するとともに、従業員間の一体感の醸成と農業経営の発展を図っています。

Ⅳ　教育・レクリエーション支援タイプ

農業の持つ多彩な効用の教育・レクリエーション活動の場面での活用により、癒し・リハビリテーション機能が発揮されるよう、子どもや高齢者等を対象とした農園芸活動に対し農業者等が農業技術指導や作業支援を行います。

【具体的取組】
◆年代や活動目標に沿った体験メニューの作成
◆農業技術指導者、作業支援者確保及び研修
◆農業者等と福祉施設等が間の諸条件の明確化
◆福祉施設等と農業者等をマッチングするネットワークの構築
◆新たに農業を始める福祉施設等への助言・指導・相談体制の整備
◆農業振興事務所を中心とした、地域における関係機関の連携強化と役割の調整

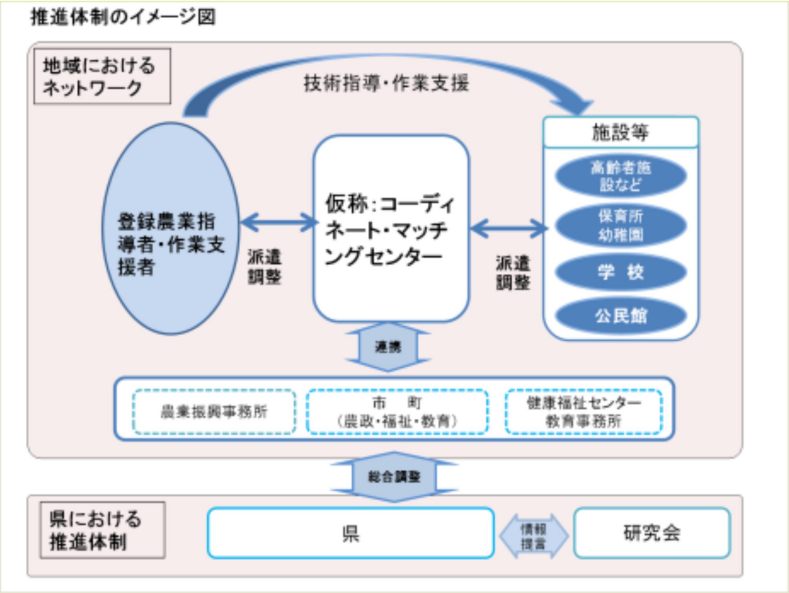

【取組例】
・ボランティアが高齢者施設等を訪問し、利用者の園芸活動を支援しています。
・県内ＪＡでは、子ども達への農業体験学習や食農教育などの実践に取り組んでいます。

タイプⅤ、Ⅵの取組を進めるにあたっては、事例の収集・情報発信を行うことにより、関係者の関心喚起と支援強化に努め、取組の拡大を促進します。

Ⅴ　企業協働タイプ

企業が、農業・農村の持つ効用・魅力に着目し、農業者等から技術・知識や活動の場等の提供を受けながら、従業員への福利厚生や健康づくり、地域住民との協働による農村環境保全活動等を通じて、農業・農村を体験する機会の拡大を図ります。

【取組例】

企業の子会社が、親会社の社員向け福利厚生事業として、農業体験を通じたリフレッシュプログラムを実施しています。

近隣農家の指導を受けながらリフレッシュプログラム等のための農場管理を行うほか、隣接する高齢者施設と牧場の管理業務を請負い、コミュニティにおける重要な役割を担っています。

Ⅵ　新たな連携構築タイプ

農産物や食を基軸として、農村・地域内でほ場の公開や共同作業・体験受入れなど、消費者等を巻き込んだ農業生産活動や農村環境保全活動等を行い、人・物の交流を活性化することにより、地域内外の消費者等と農業者等の互いの顔の見える関係づくりを促進します。

【取組例】

地域住民の積極的な協力の下、市との協働により農村資源を活かした都市住民との交流を図り、環境保全や地域の活性化に資する取組を実践しています。

農産物の栽培管理から収穫、加工、食べるまでの一連の過程を体験できる教育ファームのプログラムの提供を通じて、都市住民等の参加者が食と農への理解を深めながら、食と農の効用を享受できる場の提供を行っています。

○推進方策の効果の検証

ユニバーサル農業の実証事業や具体的な事例について、研究会での評価、検証、意見、提言等を踏まえ、地域の実態、ニーズに応じた推進施策の改善を行います。

○ユニバーサル農業の効用の検証と普及

ユニバーサル農業そのものの効用、実績について、研究会での評価、検証を行い、その成果について広くPRすることにより、より多くの県民が農に親しめるよう、効果的な普及啓発につなげていきます。

問い合わせ先
栃木県農政部農政課食育・地産地消担当
TEL　028(623)2288　　FAX　028(623)2340